

豊中市分別収集計画 〔第11期〕

令和7年（2025年）9月

＜分別収集計画目次＞

	ページ
1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	6
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の 量の見込み (法第8条第2項第4号)	7
9. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み、各年度において得ら れる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイク ル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	8
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	9
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	10

1. 計画策定の意義

今日、経済活動と環境負荷の低減を両立する持続可能な社会の実現に向け、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルからの脱却や、限られた資源の有効活用などにより、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、行動を実践していくことが重要である。

本市では、市民・事業者・行政が廃棄物の減量に対する相互理解を深め、これまで培ってきた協働とパートナーシップの枠組みをより一層推進し、将来の循環型社会・脱炭素社会の実現に向けた長期的・総合的な取組みをさらに進めるため、「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」を平成30年(2018年)3月に策定(令和5年(2023年)3月改定)し、廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクルを推進するとともに、廃棄物の適正処理の推進に取り組んでいる。

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という)」第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、限りある資源の有効活用と焼却処分量、最終処分量の削減を図るため、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたって、第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画の基本理念である「協働で取り組む循環型社会の構築」をめざし、基本的方向を以下に示す。

- 廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進
- 廃棄物の適正処理の推進

3. 計画期間

本計画は、令和8年(2026年)4月を始期とする5年間(令和8年度～令和12年度)とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色・茶色・その他)、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装(白色トレイを含む)を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：トン）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物量合計	17,815	17,942	17,922	17,903	17,883

（容器包装廃棄物内訳）

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
スチール缶		254	250	250	250	249
アルミ缶		212	208	208	207	207
ガラス ビン	白	727	719	718	717	716
	茶	429	424	423	423	422
	その他	855	845	844	843	842
段ボール		2,234	2,282	2,279	2,277	2,274
紙パック		417	414	414	414	413
その他紙製容器包装		3,170	3,145	3,141	3,138	3,134
ペットボトル		1,192	1,261	1,260	1,258	1,257
プラスチック製 容器包装		8,325	8,394	8,385	8,376	8,367

※排出量については、小数点第1位で四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出を抑制するため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、市民・事業者・行政の各主体が対等な立場で理解を深め、役割を分担し、協働とパートナーシップによる取組みを展開し進めていく。

（1）環境学習・教育の促進

- ・教育委員会をはじめ、市民団体や廃棄物減量等推進員などとの連携を強化し、こども園や小学校での環境学習などを通して、環境問題をはじめ、ごみの減量・分別の大切さを伝えていく。
- ・効果的な環境学習を総合的に推進することを目的として設置された「クリーンランド環境学習推進会議」と連携し、市民・事業者へ提供する情報の質的向上や提供手段の多様化について検討する。
- ・減量目標の進捗状況やその要因などについて、市民に情報を提供することで、環境問題の意識向上を図る。
- ・3Rに関する取組みの先進的事例の情報収集体制を強化し、本市の施策への活用を検討していくとともに、市民・市民団体・事業者などへの取組み内容等を紹介し、3R行動の実践を促す。

（2）プラスチックごみの削減に向けた取組み

- ・プラスチックごみが環境にもたらす影響について周知するとともに、資源循環体制の構築について検討する。
- ・事業者との連携のもと、使用済みの製品がまた同じ製品として生まれかわる水平リサイクルの取組みを検討する。

（3）周辺自治体や事業者との連携

- ・マイバッグ持参の取組みに加え、マイボトルの普及に合わせた市内各地への給水機の設置など、プラスチックのごみ削減に努める。
- ・デジタル地域ポイントなどを活用して豊中エコショップ制度の拡充に取り組むなど、事業者と市民の環境問題への意識の向上を図る。
- ・近隣自治体（NATS等）との連携を図り、広域的な施策を展開する。

（4）3Rに取り組む市民団体やグループ活動等との連携

- ・3Rなど環境問題に取り組む市内の市民団体等の活動について協力するとともに、その情報を市民に提供するなど、団体間の交流や連携に努める。

（5）地域での3R活動の活性化

- ・地域における3Rの取組みによるごみの減量・リサイクルを推進するため、地域コミュニティと行政が協働して3R行動の浸透を図る。
- ・市民に対し廃棄物減量等推進員制度の周知徹底を図ったうえで、推進員とともに再生

資源集団回収、環境学習への参加など、地域における3R活動の活性化を図る。

(6) 2R（発生抑制・再使用）の促進

- ・マイバッグ・マイボトルの持参を促し、ワンウェイプラスチックの削減に努める。
- ・焼却施設の燃焼効率の向上やごみ収集時のコスト削減などの効果も見込まれる生ごみの水切りを含めた、「3切り運動（使い切り、食べ切り、水切り）」を推進し、ごみの発生を抑制する運動を促進する。
- ・商品の購入・所有にこだわらないレンタルやシェアリングといった新しい価値観は、経費の節減だけではなく、ごみの削減につながることを情報発信する。
- ・再使用可能なものを繰り返し使用するリユースの取組みを促進するため、現在も実施している子ども服や家具などのリユース事業の拡充を図る。
- ・リユースサイト等運営会社と連携し、取組み内容について市民に周知を行う。

(7) 再生資源集団回収の推進

- ・既存の集団回収登録団体に対して、市ホームページや定期的に発行している「集団回収ニュース」などを活用し、回収意欲の促進を図り、活性化につながる方策を講じる。
- ・登録団体、行商者との意見交換会の意見も参考にしながら、さらなる回収量の増加に向けた取組みを検討する。
- ・地域団体が再生資源集団回収報奨金交付制度を活用しやすいよう、廃棄物減量等推進員等からの意見を把握するとともに、必要に応じて制度の改善を図る。
- ・廃棄物減量等推進員等の協力を得て、地域における再生資源集団回収の実施状況を把握するとともに、再生資源集団回収未実施団体に対して参加への働きかけを行う。

(8) 多様な再生資源回収方法の構築

- ・質の高いリサイクルを推進するため、関係機関、事業者、再生資源回収業者などと連携し、市民のライフスタイルに応じた多様な再生資源回収方法の提供を検討する。
- ・市域の多様な再生資源回収等に関する情報について、再生資源回収拠点の一覧を、市ホームページ、広報誌などを活用して市民に情報を提供するとともに、拠点の拡充に向けて関係団体等と調整を図る。

(9) 適切な分別排出の浸透

- ・「ごみと再生資源の分け方・出し方ガイドブック」、広報誌などの内容の充実を図るとともに、行政による全市域での再生資源回収体制のもと、ごみ分別・排出ルールに関する周知広報活動を展開する。
- ・市公式LINEのチャットボットや「さんあ〜る」アプリを活用し、市民に対しごみ分別・排出ルールに関する周知広報活動の充実を図る。
- ・全ての市民がさまざまな手段で分別のルールが確認できるよう検討を進めるとともに、現在周知活動を展開している媒体同士のつながりを図る。
- ・自治会やマンション管理組合等と連携し、市民へのごみ排出ルールの浸透と地域のごみ減量の取組みの活性化を図る。
- ・イラストの活用や外国人向け多言語版ガイドブックの充実など、誰もが分かりやすい情報提供に努める。

(1 0) 時代の要請に応じた分別収集体制の推進

- ・ 収集等を委託している業者と行政が連携し、効率的な収集を実施するとともに、全市域において分別に関するさらなる周知啓発を行う。
- ・ 各種リサイクル法等の改正へ対応するため、分別収集、拠点回収等、収集体制の構築を推進する。
- ・ 在宅医療廃棄物等への対応の強化、危険物の排出ルール of 徹底により収集作業・選別作業従事者の安全確保に努める。
- ・ 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの収集等を委託している業者に対し、適正な収集作業の実施に向けた指導の充実を図る。
- ・ 高齢者や障害者の方々の在宅生活を支援するため、福祉部局と連携し、引き続きごみ排出サポート事業を実施する。
- ・ 「大規模建築物の廃棄物等保管場所等の設置及び届出等に関する規則」に定める管理責任者の届け出を活用し、集合住宅における収集の効率化、分別排出に適したごみの保管場所等の設置の推進及び管理責任者による居住者への排出ルールの徹底を図る。
- ・ 環境に配慮した収集運搬車両等の割合の拡大を図る。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

市内に最終処分場が確保できないこと、大阪湾フェニックス広域処分場の延命、及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器		空き缶	(集団回収) スチール缶
主としてアルミ製の容器			(集団回収等) アルミ缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器	ビン	
	茶色のガラス製容器		
	その他のガラス製容器		
主として段ボール製の容器		紙・布	(集団回収等) 段ボール
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）			(集団回収等) 紙パック
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		ペットボトル	
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装	

※集団回収等：集団回収及び再生資源買取市

８．各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第８条第２項第４号）

（単位：トン）

分別収集をする容器包装 廃棄物の種類	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	184		181		180		180		180	
主としてアルミ製の容器	212		208		208		207		207	
無色のガラス製容器	(合計) 571		(合計) 564		(合計) 563		(合計) 562		(合計) 562	
	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自
	—	571	—	564	—	563	—	562	—	562
茶色のガラス製容器	(合計) 407		(合計) 402		(合計) 402		(合計) 401		(合計) 401	
	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自
	—	407	—	402	—	402	—	401	—	401
その他のガラス製容器	(合計) 817		(合計) 807		(合計) 806		(合計) 805		(合計) 804	
	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自
	817	—	807	—	806	—	805	—	804	—
主として段ボール製の容器	1, 829		1, 881		1, 879		1, 876		1, 874	
主として紙製の容器であって飲料 を充てんするためのもの（原材料 としてアルミニウムが利用されて いるものを除く）	8		8		8		8		8	
主として紙製の容器包装であって 上記以外のもの	(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —	
	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
主としてポリエチレンテレフタレ ート（P E T）製の容器であって 飲料、しょうゆその他主務大臣が 定める商品を充てんするためのも の	(合計) 1, 014		(合計) 1, 085		(合計) 1, 084		(合計) 1, 082		(合計) 1, 081	
	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自
	132	882	132	953	132	952	132	950	132	949
主としてプラスチック製の容器包 装であって上記以外のもの	(合計) 3, 203		(合計) 3, 313		(合計) 3, 310		(合計) 3, 306		(合計) 3, 303	
	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自
	3, 203	—	3, 313	—	3, 310	—	3, 306	—	3, 303	—
うち白色トレー	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	8, 246		8, 449		8, 439		8, 430		8, 421	

※見込み量については、小数点第1位で四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

9. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み、各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

各品目の量については、「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の計画値に基づき、令和6年度（2024年度）の分別基準適合物等の収集実績より按分し算出している。

なお、混入排出量については、令和6年度（2024年度）に実施した家庭系ごみ排出実態調査の組成割合より計画値を按分し算出している。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者（主体）は、下表のとおりとする。

分別収集をする容器包装 廃棄物の種類	収集に係る分別の 区分		収集・運搬段階	選別・保管等 段 階
主としてスチール製の容器	空き缶	（集団回収） スチール缶	市による定期収集	豊中市伊丹市 クリーンランド
主としてアルミ製の容器		（集団回収等） アルミ缶	集団回収等	民間業者
無色のガラス製容器	ビン		委託による定期収集	豊中市伊丹市 クリーンランド
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として段ボール製の容器	紙・布	（集団回収等） 段ボール	市による定期収集	民間業者
主として紙製の容器であつて飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		（集団回収等） 紙パック	集団回収等	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であつて飲料、しょうゆその他環境主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル		市による定期収集 委託による拠点回収 （店舗・公共施設）	民間業者 又は 豊中市伊丹市 クリーンランド
主としてプラスチック製容器包装であつて上記以外のもの	プラスチック製 容器包装		市による定期収集	豊中市伊丹市 クリーンランド

※集団回収等：集団回収及び再生資源買取市

1 1 . 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

分別収集の用に供する施設計画

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分		収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	空き缶	(集団回収) スチール缶	(定期収集) 市指定ごみ袋	(定期収集) 2 t ダンプ車	(定期収集) 豊中市伊丹市 クリーンランド
主としてアルミ製の容器		(集団回収等) アルミ缶	(集団回収等) 袋	(集団回収) 平ボディ車等	(集団回収等) 民間業者
無色のガラス製容器	ビン		プラスチック コンテナ	(委託収集) 2 t ダンプ車	豊中市伊丹市 クリーンランド
茶色のガラス製容器					
その他のガラス製容器					
主として段ボール製の容器	紙・布	(集団回収等) 段ボール	(定期収集) ひもで束ねるか紙袋 や市指定ごみ袋	(定期収集) 2 t プレス車 3 t プレス車	民間業者
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		(集団回収等) 紙パック	(集団回収等) 指定なし	(集団回収) 平ボディ車等	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆその他環境主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル		(定期収集) 市指定ごみ袋 (拠点回収) 回収ボックス	(定期収集) 2 t プレス車 3 t プレス車 (拠点回収) 2 t プレス車 平ボディ車等	民間業者 又は 豊中市伊丹市 クリーンランド
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装		市指定ごみ袋	(定期収集) 2 t プレス車 3 t プレス車	豊中市伊丹市 クリーンランド

※集団回収等：集団回収及び再生資源買取市